

電 力 情 報

NO. 22

平成 20 年 6 月 27 日
東 北 電 力 (株)

「法務室」の設置について

当社では、現行の「東北電力グループ中期経営方針」において、「社会から『信頼される東北電力グループ』」を目指す姿の1つに掲げ、企業倫理・法令遵守の徹底などに努めております。

また、会社法を始めとする、経営法務分野に係わる法的課題への対応も重要性を増しております。

このため当社では、企業倫理・法令遵守の徹底、および、経営に係わる法的対応力の向上に向けた、法的側面からの全社的支援機能の強化を目的に、本日（6月27日）付で、総務部内に「法務室」を設置いたしました。

具体的な業務としては、会社法など経営に係わる法的対応支援、および、民法や労働法など事業運営に係わる法的対応支援に加え、日常業務における法的疑問点の解消を目的に、事業所を巡回して対話活動などを行うこととしております。

さらに、企業倫理・法令遵守委員会の事務局を務めるとともに、企業倫理・法令遵守に関する基本方針の策定および推進活動の支援を行ってまいります。

当社としては、本日設置した法務室が十分に機能を発揮することにより、企業倫理・法令遵守の更なる徹底、および、経営に係わる法的対応力の強化・充実を図り、「社会から『信頼される東北電力グループ』」に近づけるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

なお、「法務室」の概要は別紙のとおりです。

以 上